

## 令和2年第3回知内町議会定例会（2日目）

- ◎ 招集年月日 令和2年9月28日（月）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和2年9月28日（月） 午後1時00分
- ◎ 閉会日時 令和2年9月28日（月） 午後1時49分

### ◎ 出席議員

1番	成澤五郎	7番	笠松悦子
2番	山田顕人	8番	木村一
4番	五十嵐捷爾	9番	谷口康之
5番	吉田峰一	10番	伊藤政博
6番	松井盛泰		

- ◎ 会議録署名議員 2番 山田顕人 5番 吉田峰一

- ◎ 欠席議員 なし

### ◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町	長	西山和夫
副町	長	大野樹
総務課	長	西野俊一
生活福祉課	長	鳴海英人
保健センター	長	(鳴海英人)
地域包括支援センター	長	(鳴海英人)
税務会計課	長	佐藤辰治
産業振興課	長	三原知明
政策調整課	長	長谷川将之
建設水道課	長	佐藤和人
教育	長	本間茂裕
学校教育課	長	帰山亮一
社会教育課	長	松本泰行
スポーツセンター	長	(松本泰行)
知内高等学校事務	長	南和敏
学校給食センター	長	(帰山亮一)
代表監査委員		西内貞治

### ◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	森永茂
議事係	長	東出朋也

## 令和2年第3回知内町議会定例会議事日程

(第2号)

令和2年9月28日(月)午後1時00分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 2番、山田顕人君、5番、吉田峰一君
第 2	委 員 会 報 告	平成31年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について
	第 4 号	(委員長報告)
第 3	意 見 書 案	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に
	第 1 号	対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
第 4	意 見 書 案	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める
	第 2 号	意見書の提出について
第 5	意 見 書 案	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について
	第 3 号	
第 6	意 見 書 案	松前半島道路の整備促進を求める意見書の提出について
	第 4 号	
第 7	意 見 書 案	軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の提出につ
	第 5 号	いて
第 8	意 見 書 案	種苗法の改定に関する意見書の提出について
	第 6 号	
第 9	意 見 書 案	ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書の
	第 7 号	提出について
第10	議 長 発 議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

### ● 開会宣言・開議・議事日程

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

第3回知内町議会定例会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

只今の出席議員数は、9人です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、28日は休会の日ですが、決算審査が予定より早く終了しましたので、会議規則第10条第3項の規定により、会議を開くものであります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

### ● 会議録署名議員の指名

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、山田顕人君及び5番、吉田峰一君を指名します。

---

● 委員会報告第4号 平成31年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について  
(委員長報告)

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第2、委員会報告第4号、『平成31年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について』を議題とします。

本件については、決算審査特別委員会において、審査が終了しております。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、成澤五郎君。

◎ 委員長(成澤五郎)

委員会報告第4号、平成31年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について。

決算審査特別委員会に付託した平成31年度知内町各会計決算審査の結果について、別紙のとおり報告する。

令和2年9月28日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

平成31年度決算審査特別委員会報告書。

令和2年第3回知内町議会定例会において、本特別委員会に付託された事件について、次のとおり審査を終了したので会議規則第77条の規定により報告します。

令和2年9月28日。知内町議会決算審査特別委員会委員長、成澤五郎。

知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、付託事件、認定第1号、平成31年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について。認定第2号、平成31年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第3号、平成31年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。認定第4号、平成31年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。認定第5号、平成31年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第6号、平成31年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第7号、平成31年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について。2、審査年月日、令和2年9月25日、28日(2日間)。3、審査場所、議会議場。4、審査委員、議員全員による(議長及び議員選出監査委員を除く。)5、審査の概要、委員会開会后、直ちに審査方法を決め、町長から平成31年度知内町行政評価の実施について報告を受け、副町長から一般会計決算の概要説明後、各会計別に議題とし、課ごとに担当課長から決算内容の説明を受け、質疑・討論・採決の順に審査を進めた。

6、審査結果、付託された認定第1号から認定第7号までの7議案については『認定』と決定した。

7、審査意見、空き家の除却については、町では平成30年度より「空家等除却支援事業」を開始し、除却促進の支援に努めているところだが、所有者の意向や相続放棄等の事情により空き家は増加しており、老朽化や破損等が進んだ危険空き家も除却されず残されている。

今後の対策として、町内景観を保持し、近隣住民に被害を及ぼすような空き家の除却を推進するため、対象となる空き家と底地について、町で譲渡を受け、町で除却し、更地となった土地を売却するなどといった施策についても、十分検討していただきたい。

地域公共交通の維持については、函館バス株式会社に対するバス購入代金について渡島西部四町で一部負担をしている「木古内松前線運行バス車両更新助成事業」や買い物等の生活利便性の向上を図ることを目的に予約運行型（デマンド）バスを運行する「知内版地域公共交通運行事業」など、恒常的な町負担が生じているところである。地域公共交通の確保については、町における重要な課題であると認識しているところであるが、より一層効果的で効率的な事業が進められるよう、将来における地域公共交通体系の確立に向けて、交通事業関係者とも議論を進めていただきたい。

また、平成31年度一般会計歳入歳出決算においては、実質単年度収支が5年続いた赤字から黒字へ改善され、財政状況の改善傾向が伺えるところである。今後も住民サービスの維持に配慮しながらも、本町が定める「行財政改善計画」に基づき経費の節減を推し進め、財務体質の改善を図り、基金総額が増加傾向に転換されるよう努めていただきたい。

なお、審査の過程で述べられた各委員の質疑などの意見・要望を参酌し、今後の町政の執行に際し、十分反映されるよう要望するものである。以上です。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

これで委員会報告を終わります。

決算審査特別委員会において、質疑・討論を行っておりますので、只今の委員会報告に対する質疑・討論は省略します。

それでは、各認定議案ごとに採決を行います。

まず、認定第1号、平成31年度知内町一般会計歳入歳出決算認定に対する採決を行います。

認定第1号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、認定第1号については、認定することに決定しました。

次に認定第2号、平成31年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に対する採決を行います。

認定第2号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、認定第2号については、認定することに決定しました。

次に認定第3号、平成31年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に対する採決を行います。

認定第3号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、認定第3号については、認定することに決定しました。

次に認定第4号、平成31年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に対する採決を

行います。

認定第4号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、認定第4号については、認定することに決定しました。

次に認定第5号、平成31年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対する採決を行います。

認定第5号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、認定第5号については、認定することに決定しました。

次に認定第6号、平成31年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定に対する採決を行います。

認定第6号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、認定第6号については、認定することに決定しました。

次に認定第7号、平成31年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定に対する採決を行います。

認定第7号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、認定第7号については、認定することに決定しました。

---

## ● 意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

### ◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第3、意見書案第1号、『新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、成澤五郎君。

### ◎ 1 番 (成澤五郎)

意見書案第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和2年9月24日提出。提出議員、成澤五郎。賛成議員、山田顕人、網野眞、五十嵐捷爾、吉田峰一、松井盛泰、笠松悦子、木村一、谷口康之。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を

求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記、1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3. 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5. 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月24日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。以上でございます。

## ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ● 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

## ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第4、意見書案第2号、『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、五十嵐捷爾君。

## ◎ 4 番（五十嵐捷爾）

意見書案第2号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和2年9月24日提出。提出議員、五十嵐捷爾。賛成議員、成澤五郎、山田頭人、網野眞、吉田峰一、松井盛泰、笠松悦子、木村一、谷口康之。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記、1. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2. 間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3. 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月24日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。以上でございます。よろしくご審議の程、お願いします。

## ◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ● 意見書案第3号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について

### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、意見書案第3号、『国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、山田顕人君。

### ◎ 2 番（山田顕人）

意見書案第3号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和2年9月24日提出。提出議員、山田顕人。賛成議員、成澤五郎、網野眞、五十嵐捷爾、吉田峰一、松井盛泰、笠松悦子、木村一、谷口康之。

朗読をもって代えさせていただきます。

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。

今後は、感染抑制のための取組を継続しながら、経済活動との両立を図ることや復興に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、生産性の向上に資する高規格幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠である。

また、本道は近年、豪雨、暴風雪、地震、津波などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。加えて、本州に比べ積雪寒冷の度合いが特に甚だしく、除排雪等に要する費用も多額となっている。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス収束後の物流・観光をはじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化が図られるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要



望する。

記、1. 長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算は所要額を満額確保すること。

2. 高規格幹線道路については、着手済み区間の早期開通はもとより、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間における4車線化といった機能向上を図ること。

3. 令和2年度までの限定的な措置となっている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を継続し、対象事業の範囲を拡充すること。また、地方が国土強靱化地域計画に基づく事業を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債等の継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

4. 道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図るとともに、対策予算を確保すること。

5. 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の発展に資する交通ネットワーク形成など、地域の暮らしや経済活動の復興を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6. 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月24日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。以上でございます。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 意見書案第4号 松前半島道路の整備促進を求める意見書の提出について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第6、意見書案第4号、『松前半島道路の整備促進を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、木村一君。

#### ◎ 8番（木村 一）

意見書案第4号、松前半島道路の整備促進を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和2年9月24日提出。提出議員、木村一。賛成議員、成澤五郎、山田顕人、網野眞、五十嵐捷爾、吉田峰一、松井盛泰、笠松悦子、谷口康之。

松前半島道路の整備促進を求める意見書。

松前半島道路は、北海道松前町から北海道新幹線木古内駅周辺や函館・江差自動車道茂辺地木古内道路に接続する路線で、平成10年に地域高規格道路の計画路線に指定された。

現道の国道228号は、昭和63年に旧国鉄松前線が廃止となって以降、当該沿線地域の人・物の流通を担う唯一の道路として地域を支えている。しかし、急峻な地形と津軽海峡に挟まれた海岸線に位置しているため、台風や低気圧による大雨や大しけ、落石などにより通行止めがたびたび発生し、北海道新幹線開業を機にした観光や産業振興、高齢化が進む地域住民の生活、医療施設への救急搬送や通院などに不安を抱えている。

また、平成29年2月に北海道が公表した「北海道日本海沿岸の津波浸水想定」は、稚内市から松前町までの日本海沿岸部での最大クラスの津波浸水を想定しているが、高波・波浪時には頻繁に越波し通行止めとなる福島～松前間の脆弱性を一層、際立たせる結果となった。

以上のことから、災害に強く、渡島西部のブランド力のある農水産品を安全、確実に出荷でき、救急搬送の速達性・定時性を確保し、救命率の向上を図る松前半島道路の早期整備は、沿線住民の長年の悲願である。

ついては、本路線の一日も早い整備と開通が確実なものとなるよう強く要望する。

記、区分、地域高規格道路松前半島道路。要望事項、松前～木古内間（約60km）の松前町側からの事業化に向けた調査促進及び早期着手。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月24日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣。以上でございます。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 意見書案第5号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の提出について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、意見書案第5号、『軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、木村一君。

#### ◎ 8番（木村一）

意見書案第5号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の提出について。  
地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和2年9月24日提出。提出議員、木村一。賛成議員、成澤五郎、山田顕人、網野眞、五十嵐捷爾、吉田峰一、松井盛泰、笠松悦子、谷口康之。

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書。

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化され、これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使用される軽油に設けられている免税制度が、平成30年3月末で廃止される予定となっていました。索道事業者等からの強い要望により3年間延長措置が認められ、令和3年3月末での適用期限を迎えます。

索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されます。

当町内のスキー場におきましても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、スキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっております。

よって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘事業者など幅広い産業の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月24日提出。北海道上磯郡知内町議会議員、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣。以上でございます。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 意見書案第6号 種苗法の改定に関する意見書の提出について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第8、意見書案第6号、『種苗法の改定に関する意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、笠松悦子君。

#### ◎ 7番（笠松悦子）

令和2年第3回定例会、意見書案第6号、種苗法の改定に関する意見書の提出について。  
地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和2年9月24日提出。提出議員、笠松悦子。賛成議員、成澤五郎、山田顕人、網野眞、五十嵐捷爾、吉田峰一、木村一、谷口康之です。

種苗法の改定に関する意見書。

種苗法「改定」案は、先の通常国会で全く審議されることなく継続審議となりました。

農業競争力強化支援法が2017年に施行し、公的試験機関が長年の研究、品種改良で蓄積してきた種子生産に関する知見を民間企業に提供することが義務付けられ、種子の開発、生産、普及の事業が公的機関から民間企業に移ることとなりました。種苗法「改定」案は、この農業競争力強化支援法にもとづくものであり次の問題点があります。

種苗は、農民の長年の努力によって食料を作るために次代に引き継がれ、改良が繰り返され、種苗交換会などをおして在来種をはじめ優れた種苗は全国各地に広がり、歴史的にも公共の財産といえ、本来利益を目的とするものではありませんでした。今日、サツマイモなど種苗の自家増殖で生産されているものもおおくあり、自家増殖の原則禁止、自家増殖の許諾制導入の種苗法「改定」案は、安定的な食料生産と農民の経営を脅かす危険性があります。遺伝子組み換え種子など世界にでまわる種子の7割が多国籍企業によって生産され、育種権者保護の名目で多国籍企業の種苗の独占がすすむことで、食の安全安心が脅かされる危惧が消費者、国民に広がっています。

また、自家増殖が国内品種の海外流出の要因という指摘がありますが、国民の食を支えてきたすぐれた種苗を守るためには、従来国が行ってきた海外での品種登録を、さらに積極的にすすめることが現実的といえ、実際他国も自国の品種をまもるために日本での品種登録をすすめています。

よって以上の理由で、種苗法「改定」案の取りやめを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月24日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣。以上であります。

## ◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第7号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第9、意見書案第7号、『ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、木村一君。

◎ 8番（木村 一）

意見書案第7号、ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和2年9月24日提出。提出議員、木村一。賛成議員、成澤五郎、山田顕人、網野眞、五十嵐捷爾、吉田峰一、松井盛泰、笠松悦子、谷口康之。

ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書。

ドクターヘリは、道路事情に関係なく医師や看護師を乗せて時速200キロで現場に急行し、患者を機内で治療しながら医療機関に搬送できる。2001年の本格運航以来、これまで全国43道府県に53機が配備されている。搬送件数も年々増加し、2018年度には2万9000件を超えた。7月に九州地方を襲った豪雨被害でも出動しており、“空飛ぶ治療室”の役割は着実に増している。

一方、ドクターヘリの要請・出動件数の増加に伴い、運航経費と公的支援との間に乖離が生じている。出動件数の増加は、整備費や燃料代、さらにはスタッフの人件費などの経費増に直轄するため、事業者の財政的な負担は年々重くなっている。ドクターヘリの運航にかかる費用の多くは国が交付金などで手当てしているが、追いついていない状況にない。

そこで政府におかれては、全国におけるドクターヘリの運航状況を直視するとともに、ドクターヘリが、今後も救命救急の切り札として、安定的かつ持続的な運用の下、引き続き多くの人命救助に貢献できるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記、1. ドクターヘリ運航にかかる必要経費増加の実態をはじめ、地域ごとの年間飛行回数や時間の違いを的確に把握し、適正かつ効率的な運用に見合う補助金の基準額を設定すること。

2. 消費税の増税に伴い運行事業者の財政的な負担が増大した現状を踏まえた適切な補助金基準額の改善および予算措置を図ること。

3. ドクターヘリ運航の待機時間や飛行前後の点検時間を含めた操縦士などスタッフの勤務実態を的確に把握するとともに、適正な労働環境の確保を図ること。

4. ドクターヘリ機体の突発的な不具合時における、代替機の提供や運航経費の減額など、実質的に運行事業者に負担が強いられている現状を是正するとともに、安全基準に基づいた代替機提供責務の適正化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月24日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣。以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、7件の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定しました。

---

● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第10、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため出張することについて、予め議会の承認を得たいと思いますが、このことを承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度、議長において、指名することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定しました。

---

● 閉会宣言

◎ 議 長（伊藤政博）

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第3回知内町議会定例会を閉会します。  
どうも大変ご苦勞様でした。

( 閉会 午後1時49分 )